

# NAIIV No. 8

*National Association of Institutions  
of Information Service  
for the Visually Handicapped*

(発行) 発行責任者 川越利信

全国視覚障害者情報提供施設協議会(全視情協)

(社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会 情報サービス部会)

〒550 大阪市西区江戸堀1-13-2 日本ライハウス盲人情報文化センター内

TEL 06-441-0015 FAX 06-441-0039

## 主 な 内 容

第22回全国点字図書館大会開催される	1
日程とプログラム	2
館長会議報告	3
資料1 情報サービス部会規約	5
資料2 全国視覚障害者情報提供施設協議会会則	8
機関誌名称決定「全視情協通信 N A I I V」	11
板山賢治さんの叙勲記念特別講演会のご案内	12
第2回日盲社協芸術文化祭 愛・EYEフェスティバル	12

## 第22回全国点字図書館大会開催される

—— 「点字図書館」名称としては最後の大会 ——

去る10月24日(木)~25日(金)、岡山市において第22回全国点字図書館大会が開催されました。詳細な報告書は、後日、大会事務局より発行されますが、ご参加いただけなかった方々もたくさんおられますので、以下に簡単な報告をいたします。

## 日程とプログラム

10月24日(木)	
12:00~13:00	受付
13:00~13:40	開会式 開会の辞、歓迎の辞、オリエンテーション (来賓) 日本盲人会連合 会長 村谷昌弘氏 岡山県社会福祉協議会 会長 三島淳男氏
13:40~17:00	分科会 第1 DAISY(視覚障害者用デジタル音声情報システム)について 第2 ネットワークを活かす — 書誌データ管理システムについて 政策委員会(第2回)
17:00~18:00	休憩、チェックイン
18:00~20:00	夕食・懇親会
20:00~21:30	DAISY学習会(自由参加)
10月25日(金)	
9:00~15:00	フォーラム 「視覚障害者情報サービス」を考える 部会、各委員会、各ブロック活動状況の報告 講演 「厚生行政」について 厚生省 障害保健福祉部 企画課 社会参加推進室 室長 川井一心氏 視覚障害者情報サービスを考える 視覚障害者情報提供施設(点字図書館)は今後どうあるべきか 5人の発題者の主張をベースに意見交換を行った。 立花 明彦氏(点字図書館問題研究会。視覚障害者) 服部 敦史氏(大阪府枚方市立楠葉図書館司書。視覚障害者) 芳賀 優子氏(視覚障害者読書権保障協議会。視覚障害者) 竹下 亘氏(日本ライトハウス盲人情報文化センター職員) 良久万里子氏(鹿児島県点字図書館副館長)
15:00~15:20	閉会式
15:30~17:30	館長会議・全国点字図書館協議会総会
18:00~20:00	夕食(希望者のみ)
10月26日(土)	
7:30~8:30	朝食
9:00~12:00	政策委員会(第3回)
9:00~13:00	DAISY自主学習会(参加自由)

## 館長会議報告

議長：後藤市郎氏（北海点字図書館 館長）

記録：水口武夫氏（京都ライトハウス点字図書館 館長）

議題：1 報告 日盲社協の動き  
その他  
2 審議事項 政策委員の補充について  
部会・協議会名称について  
部会規約について  
協議会会則について  
次期（平成9～10年度）会長等の選考について  
運営基準について  
その他

### 1 報告事項

#### （1）日盲社協に関する報告

- ・会費値上げ・・・10数年ぶりに会費の値上げが行われる
- ・研修制度の充実・・・大会時も含めて、研修制度充実の方策について検討が進められている。
- ・出版部会と点字図書館部会で合同の研修会を持ってはどうか、と日盲社協企画委員会で話し合われた。

#### （2）委員会活動

各委員会の活動状況は視情協通信（N A I I V）で事前に報告済みのため、説明は割愛された。

#### （3）政策委員の補充について

定員12名中、各ブロックから6名、残りの6名は全国からブロック代表者によって選ばれる。

12名のうち、2名欠員であったが、

児玉俊二氏（秋田県点字図書館 館長）

盛田義弘氏（石川県視覚障害者協会点字図書館 館長）

が、政策委員会で選ばれた旨の報告があった。

## 2 審 議 事 項

審議の結果、下記の通り決定した。

- a. 部会名称「点字図書館部会」を「情報サービス部会」（略称：情報部会）に変更する。
- b. 部会規約を改正する。
- c. 協議会名称「全国点字図書館協議会」を「全国視覚障害者情報提供施設協議会」（略称：全視情協）に変更する。
- d. 協議会会則を改正する。
- e. 上記 4 点については、平成 8 年 1 1 月 1 日より実施するものとする。
- f. 欠員となっていた政策委員の残任期間については、平成 8 年 1 0 月 2 4 日付で、次のように補充された。

秋 田 県 点 字 図 書 館 館 長 児 玉 俊 二 氏  
石 川 県 視 覚 障 害 者 協 会 点 字 図 書 館 館 長 盛 田 義 弘 氏

- g. 全視情協の監事として、

岡 山 県 視 聴 覚 障 害 者 福 祉 セ ン タ ー 所 長 小 寺 岩 夫 氏  
千 葉 点 字 図 書 館 館 長 千 田 米 蔵 氏

が選任された。

- h. 次期（平成 9 ～ 1 0 年度）役員については、現役員（部会長、副部会長、日盲社協理事）が再任された。

会 長	川 越 利 信 氏（日本ライハウス盲人情報文化センター館長）
副 会 長	藤 野 克 己 氏（岐阜訓盲協会点字図書館 館長）
	田 中 徹 二 氏（日本点字図書館 館長）
日 盲 社 協 理 事	川 越 利 信 氏
	後 藤 市 郎 氏（北海点字図書館 館長）
全 視 情 協 監 事	千 田 米 蔵 氏（千葉点字図書館 館長）
	小 寺 岩 夫 氏（岡山県視聴覚障害者福祉センター 所

長）

資料 1

## 情報サービス部会規約

### （前文）

この規約は、社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会（以下、「日盲社協」という）情報サービス部会の運営に関して、必要な事項を定める。なお、この規約は、日盲社協の定款を遵守することを前提とする。

### （名称）

- 第 1 条 この会を、情報サービス部会（以下、「部会」という）と称する。  
2 部会の略称を「情報部会」とする。

### （事務所）

- 第 2 条 部会の事務所は、部会長の所属する施設に置く。

### （目的）

- 第 3 条 部会は、全国の視覚障害者情報提供施設等が連携を図り、視覚障害者へのよりよい情報サービスを目指すことを目的とする。

### （事業）

- 第 4 条 部会は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
（ 1 ）会員の相互協力に関すること。  
（ 2 ）視覚障害者に対する情報サービス等に関する調査研究。  
（ 3 ）点訳、音訳並びに拡大資料に関する調査研究。  
（ 4 ）施設長及び職員の研修並びに資格に関すること。  
（ 5 ）その他、部会の目的を達成するために必要なこと。

### （会員）

- 第 5 条 部会の会員は、日盲社協に加盟する施設並びに団体のうち、第 3 条の目的に賛同する視覚障害者情報提供施設等とする。

### （ブロック）

- 第 6 条 部会の事業を円滑にするため、全国を次の 6 ブロックに分ける。  
（ 1 ）東北・新潟・北海道ブロック（略称：東北ブロック）  
（ 2 ）関東ブロック  
（ 3 ）中部ブロック  
（ 4 ）近畿ブロック  
（ 5 ）中国・四国ブロック（略称：中四国ブロック）  
（ 6 ）九州ブロック

### （役員）

- 第 7 条 部会に次の役員を置く。  
部会長 1 名  
副部会長 2 名

- 2 役員は、日盲社協の理事または評議員を兼務する。
- 3 部会長及び副部会長並びに前項の規定によって日盲社協の理事を兼務する者は、常任運営委員とする。

( 役員 の 職務 および 任期 )

第8条 部会長はこの部会を代表し、会務を統括する。

- 2 副部会長は部会長を補佐し、部会長事故あるときは職務を代行する。
- 3 運営委員は、運営委員会を構成し、この規約に定める職務を行う。
- 4 常任運営委員は、常任委員会を構成し、この規約に定める職務を行う。
- 5 前条第1項に定める役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

( 部会長等 の 選出 )

第9条 部会長及び副部会長は、運営委員の互選によって選出し、過半数の会員の同意を得るものとする。

- 2 日盲社協の理事は、運営委員会が推薦する。

( 会議 )

第10条 会議は、専門委員会及び特別委員会を除いて、いずれも部会長が招集し、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 会議の議決は、いずれも出席者の過半数をもって行う。

( 運営委員会等 )

第11条 運営委員会は、年2回以上開催し、他の条項に規定することのほか、次の事項を議決し、過半数の会員の同意を得るものとする。ただし、日常軽易な業務は部会長が専決し、運営委員会に報告する。

- (1) 事業計画及び予算の決定
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 法人の業務、運営に関すること
- (4) その他、部会の運営に関する重要事項の決定

2 常任委員会は、部会長が必要と認めるとき、次の事項を議決する。この場合、議決後速やかに運営委員会に報告する。

- (1) 年間の事業計画等に予定されている事業項目に関する事項
- (2) 緊急な事項

( 運営委員 の 資格 )

第12条 運営委員は、第6条に定める各ブロックを代表する者、並びに会員施設の中からブロック代表者が推薦し、部会長が委嘱した者とする。

( 企画委員会 )

第13条 部会に企画委員会を設置し、部会事業全般の企画及び調整に当たる。

- 2 企画委員会は、常任運営委員及び各専門委員会委員長で構成する。
- 3 必要あるときは、企画委員会に特別委員会委員長等の出席を求めることができる。
- 4 前項の規定により出席した者は、議決権を有しない。

( 専門委員会 )

第14条 部会の目的達成のため、必要に応じて専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の設置及び廃止については、運営委員会の議決を経るものとする。

3 専門委員会の人事については、運営委員会の議決を経て部会長が委嘱する。

4 専門委員会の委員の任期は、特別な場合を除き、2年とする。ただし、再任を妨げない。

( 大会 )

第15条 会員の統合と連帯を図り、意見及び情報の交換等を通じて、部会の一層の発展を期するため全会員の参加する大会を、年1回以上開催する。

( 特別委員会 )

第16条 部会に、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会の設置及び廃止は、運営委員会の議決を経るものとする。

( 入会及び退会 )

第17条 部会への入会及び退会は、運営委員会の議決を経るものとする。

2 会員として著しく不適格な行動のあったものは、運営委員会の議決を経て退会させることができる。

( 経費 )

第18条 部会の経費は、日盲社協からの繰入金その他の収入をもって当てる。

( 会計年度 )

第19条 部会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

( 規約の改廃 )

第20条 この規約を改廃しようとするときは、運営委員会の議決を経て、過半数の会員の同意を得るものとする。

( 細則 )

第21条 この規約に定めるものの他、部会の運営に当たって必要な事項は、細則で定める。

付 則

1 この規約は、平成8年11月1日制定し、施行する。

2 この規約の制定、施行の日に、従前の点字図書館部会内規（平成5年6月9日施行）（以下、「従前の内規」という。）によって部会長、副部会長及び政策委員並びに日盲社協の理事または評議員である者は従前の内規による任期終了までの間、この規約によって部会長、副部会長及び運営委員並びに日盲社協の理事または評議員にそれぞれ選任等された者と見做す。

3 この規約の制定、施行の日に、従前の内規によって設置された企画委員会、専門委員会及び特別委員会は、それぞれこの規約によって設置されたものと見做す。

4 この規約の制定、施行の日に、従前の内規によって委嘱された専門委員会の人事は、従前の規約による任期終了までの間、この規約によって委嘱された人事と見做す。

5 従前の内規は、廃止する。



資料 2

## 全国視覚障害者情報提供施設協議会会則

### （名称）

第 1 条 この会を、全国視覚障害者情報提供施設協議会（以下、「本会」という。）と称する。

2 本会の略称を「全視情協」とする。

### （事務所）

第 2 条 本会の事務所は、会長の所属する施設に置く。

### （目的）

第 3 条 本会は、全国で視覚障害者に対する種々の情報提供を行う施設及び団体が連携を図り、視覚障害者へのよりよい情報サービスを目指すことを目的とする。

### （事業）

第 4 条 本会は、第 3 条の目的達成のため、次の事業を行う。

- （ 1 ）各施設及び団体の相互協力に関すること
- （ 2 ）視覚障害者に対する情報サービス等についての調査研究
- （ 3 ）点訳、音訳及び拡大資料に関する調査研究
- （ 4 ）施設長、職員及びリーダーの研修並びに資格に関すること
- （ 5 ）その他、本会の目的達成のために必要なこと

### （会員）

第 5 条 本会の会員は、全国で視覚障害者に対する種々の情報提供を行う施設及び団体のうち、第 3 条の目的に賛同する施設及び団体とする。

### （ブロック）

第 6 条 本会の事業を円滑にするため全国を次の 6 ブロックに分ける。

- （ 1 ）東北・新潟・北海道ブロック（略称：東北ブロック）
- （ 2 ）関東ブロック
- （ 3 ）中部ブロック
- （ 4 ）近畿ブロック
- （ 5 ）中国・四国ブロック（略称：中四国ブロック）
- （ 6 ）九州ブロック

(役員並びに監事)

第7条 本会に次の役員並びに監事を置く。

(1) 役員

会長 1名

副会長 2名

運営委員 12名(会長及び副会長を含む。)

(2) 監事 2名

2 役員は、社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会(以下、「日盲社協」という。)情報サービス部会の部会長、副部会長及び運営委員をそれぞれ兼務する。

3 前項の規定により日盲社協情報サービス部会の役員を兼務した者のうち、同部会の常任運営委員となった者は、本会においても常任運営委員とする。

(職務及び任期)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代行する。

3 運営委員は、運営委員会を構成し、この会則に定める職務を行う。

4 常任運営委員は、常任運営委員会を構成し、この会則に定める職務を行う。

5 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

6 監事は、前項の監査を行ったとき及び必要があると認めるときは、運営委員会及び常任委員会に出席して意見を述べるものとする。

7 役員並びに監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長等の選出)

第9条 会長及び副会長は、運営委員の互選によって選出し、過半数の会員の同意を得るものとする。

2 監事は、運営委員会の推薦を経て会長が委嘱する。

(会議)

第10条 会議は、専門委員会及び特別委員会を除いていずれも会長が招集し、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 会議の議決は、いずれも出席者の過半数をもって行う。

(運営委員会等)

第11条 運営委員会は、年2回以上開催し、他の条項に規定することのほか、次の事項を議決し、過半数の会員の同意を得るものとする。ただし、日常軽易な業務は会長が専決し、運営委員会に報告する。

(1) 事業計画及び予算の決定

(2) 事業報告及び決算の承認

(3) 日盲社協情報サービス部会の業務及び運営に関すること

(4) その他、本会の運営に関する重要事項

2 常任運営委員会は、会長が必要と認めるとき、次の事項を議決する。この場合、議決後速やかに運営委員会に報告する。

(1) 年間の事業計画等に予定されている事業項目に関する事項

(2) 緊急な事項

( 運営委員の資格 )

第12条 運営委員は、第 6 条に定める各ブロックを代表する者、並びに会員施設の中からブロック代表者が推薦し、会長が委嘱した者とする。

( 企画委員会 )

第13条 本会に企画委員会を設置し、本会事業全般の企画及び調整に当たる。

2 企画委員会は、常任運営委員及び各専門委員会委員長で構成する。

3 必要あるときは、企画委員会に特別委員会委員長等の出席を求めることができる。

4 前項の規定により出席した者は、議決権を有しない。

( 専門委員会 )

第14条 本会の目的達成のため、必要に応じて専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の設置及び廃止については、運営委員会の議決を経るものとする。

3 専門委員会の人事については、運営委員会の議決を経て会長が委嘱する。

4 専門委員会の委員の任期は、特別な場合を除いて 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

( 大会 )

第15条 会員の統合と連帯を図り、意見及び情報の交換等を通じて、本会の一層の発展を期するため、全会員の参加する大会を年 1 回以上開催する。

( 特別委員会 )

第16条 本会に、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会の設置及び廃止は、運営委員会の議決を経るものとする。

( 入会及び退会 )

第17条 本会への入会及び退会は、運営委員会の議決を経るものとする。

2 会員として著しく不適格な行動のあったものは、運営委員会の議決によって退会させることができる。

( 経費 )

第18条 本会の経費は、会費収入その他の収入をもって当てる。

2 日盲社協に加盟し、その会費を納入した者は、本会の会費を納入したものと見做す。

( 会計年度 )

第19条 本会の会計は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日をもって終わる。

( 会則の改廃 )

第20条 この会則を改廃しようとするときは、運営委員会の議決を経て、過半数の会員の同意を得るものとする。

( 日盲社協への参加等 )

第21条 本会は、日盲社協へ情報サービス部会として参加し、日盲社協の決定事項並びに大会決議及び大会宣言等を尊重し、共に協力し合い、視覚障害者の社会参加及びノーマライゼーションの促進に寄与するものとする。

( 細 則 )

第22条 この会則に定めるものの他、本会の運営に当たって必要な事項は、細則で定める。

付 則

- 1 この会則は、平成 8 年 1 1 月 1 日制定し、施行する。
  - 2 この会則の制定、施行の日に、従前の全国点字図書館協議会会則（平成 5 年 6 月 9 日施行）（以下、「従前の会則」という。）によって会長、副会長、政策委員及び監事である者は、従前の会則による任期終了までの間、この会則による会長、副会長、運営委員及び監事にそれぞれ選任等されたものと見做す。
  - 3 この会則の制定、施行の日に、従前の会則によって設置された企画委員会、専門委員会及び特別委員会は、それぞれこの会則によって設置されたものと見做す。
  - 4 この会則の制定、施行の日に、従前の会則によって委嘱された専門委員会の人事は、従前の会則による任期終了までの間、この会則によって委嘱された人事と見做す。
  - 5 従前の会則は、廃止する。
- 
- 

機関誌名称、決定

「全視情協通信 N A I I V 」について

去る 1 0 月 2 6 日に行われた政策委員会で、平成 8 年 1 1 月 1 日付で、部会および協議会の名称が変更される機会に、「全視情協通信 N A I I V 」を部会ならびに協議会の正式機関誌とすることを決定した。

第 7 号までは、タイトルは「仮称・視情協通信」であったが、今後は、「全視情協通信 N A I I V 」とし、発行回数は年 4 回以上を原則とする。当面は、月に 1 回を目処にして発行する予定。

なお、発行経費確保の方策として関係企業、施設等から広告を募ることも検討中。

事務局から

N A I I V 第 5 ~ 7 号の点字版をてんやく広場に送信しました。第 1 ~ 4 号についても順次送信します。今後は墨字発行に合わせて点字版もてんやく広場へ送信します。

板山賢治さんの  
叙勲記念特別講演会のご案内

板山賢治氏（日盲社協理事長）の勲三等瑞宝章のご受章を記念して、日盲社協、日盲連、日盲委3団体の主催による講演会を開催します。

日 時 平成8年12月6日（金）12：00～15：00  
 会 場 グランドヒル市ヶ谷（東京）  
 会 費 10,000円（記念品代を含む）  
 但し、手引者は6,000円  
 プログラム 第1部 特別記念講演会 12：00～13：00  
 講師 板山 賢治 氏  
 第2部 受章祝賀会 13：00～15：00

お問い合わせ・お申し込みは、全視情協事務局まで（TEL 06-441-0015  
 FAX 06-441-0039 担当：正井）。てんやく広場のメールでもOKです。

詳細については、追ってお知らせいたします。

なお、当日10:30~12:00、日盲社協理事会および評議員会が開催されます。

第2回日盲社協芸術文化祭  
愛・E Y E フェスティバル

目の不自由な人々の芸術文化の発表を目的とした「愛・E Y E フェスティバル」が今年は大阪で開催されることになりました。今回は以下の二つのイベントを行います。

手と足で見る美術展

嶋本昭三氏と若手芸術家の作品を、手や足を使って視覚障害者と一緒に鑑賞する美術展です。

日 時 平成8年12月6日（金）～9日（月）  
 午前10：00～午後5：00

会 場 日本ライトハウス盲人情報文化センター 9階ホール  
 入場無料

きらめきコンサート&インタッチ・ギャラリー

日 時 平成8年12月10日（火）  
 午後5：00開場、6：30開演

会 場 メルパルクホール（大阪郵便貯金ホール）  
 出 演 須山知行、中島警子、池田静山（ご協力）、笑福亭伯鶴、  
 シャンテ（出演順）

入場料 前売券 2,000円 当日券 2,500円